

# 青谷地区まちづくり計画

あ かるい青谷のまちづくり

お ーいみんなで や らいや



平成 22 年 10 月

青谷地区まちづくり協議会

# 青谷地区まちづくり計画

## 1、はじめに

青谷地区は、鳥取市の最西端に位置し、西は湯梨浜町、北は日本海に面し、面積 8.35 平方キロメートルに約 2,900 人が住む地区です。

この地区には、「地下の弥生博物館」と称される「青谷上寺地遺跡」があり、この遺跡からは、弥生人の脳をはじめ全国的にも珍しい多種多様な遺物が、極めて保存状態の良い状態で出土しています（平成 20 年 3 月 28 日、国史跡に指定）。この遺跡が示すように、青谷地区は、太古から人が住みつき、集落を形成していた土地柄で、江戸時代には港町・宿場町として繁栄しました。

「あおや」の由来は、「三代実録」に「元慶元年（877）相屋神社に授位した」との記述があり、相屋が藍屋・青屋・青谷に通じることから、



長和瀬神社狛犬

古くからこの地は、「あおや」と呼ばれていたようです。

明治 22 年町村制の実施により、井手村・長和瀬村を加えた青谷村が誕生し、これが現在の青谷地区にあたります。

夏泊・長和瀬の両漁港があり、近代化により青谷駅周辺では商店

や工場が建ち並んでいた青谷地区ですが、産業構造や生活様式の変化で人口構造などが大きく変わってきました。

さらに、全国的な少子高齢化は、青谷地区でも同様ですが、以前のようなまちの活気や賑わいの再生が求められています。

## 2. まちづくり協議会の設立

こうした変遷の中、地方分権や自主自立が叫ばれるようになり、鳥取市では、平成 20 年を「協働のまちづくり元年」と位置づけ、市民との協働によるまちづくりが進められています。（青谷町は平成 16 年 11 月、鳥取市に合併。）

青谷地区においても、行政と地域が一体と



なってまちづくりに取り組むため、平成 20 年 まちづくりについて話し合う

「青谷地区まちづくり協議会(仮称)設立準備会」を立ち上げ、さらに、



12 月には各町区の役員や各種団体から選出された皆さんで組織する「青谷地区まちづくり協議会」を設立しました。

まちづくりの拠点地区公民館

## 3. 地区の現状と課題

青谷地区の昭和 27 年（1952）の世帯数は 967 世帯、人口

は 4,799 人です。平成 17 年（2005）の国勢調査では世帯数 968 世帯、人口 2,979 人で、世帯数はほとんど変わらないものの、人口がほぼ半減していることとなります。

青谷町全体では高齢者比率(平成 21 年 12 月末現在：32.8%)が高く、青谷地区も同様に高齢化が進んでいます。

また、50 年前位の青谷地区の小学校の児童数は 600 人以上でしたが、現在では 125 人(平成 22 年 5 月)に減少し、少子化が進み、地区の賑わいが失われつつあります。

#### 4. まちづくりアンケートによる意識調査

青谷地区民のまちづくりに対するニーズを探り、これからのまちづくりに活かすため、平成 20 年 8 月(中学生は 9 月)にまちづくりアンケートを行いました。

アンケートを集計した結果、

問1 「青谷地区における課題・問題は何ですか」という設問に対して、

○モラル・マナーの低下

○少子高齢化により地域活動が

できない、地区の安全が守られない



○生涯学習の一層の充実

青谷小学校児童による取組

などの課題が見えてきました。

問2 「残したい青谷地区の行事は何ですか」という設問に対して、

○青谷地区大運動会



青谷地区大運動会

○菖蒲綱引き



菖蒲綱引き

○春のまつり

などの回答が多く、恒例になっている行事や伝統の行事を続けて欲しいと思っている人が多いということが分かりました。

問3 「青谷地区で他地区に誇れる文化・歴史・資源は何ですか」

という設問に対して、

○鳴り砂の浜



鳴り砂クリーン作戦

○和紙

○青谷上寺地遺跡

などの回答が多く、まちづくりにこれらの文化資源を活かして欲しいと思っている人が多いということが分かりました。

また、問4の「私たちが普段生活をしていて、「こうなったら便利なのに」「こうしたら暮らしやすいのに」など疑問に思っていることはありませんか。自分の地域をどうしたいか、どういう地域になって

欲しいか、私たち一人ひとりができることは何なのか、ご意見があればお聞かせください。」という設問に対しては、

○災害発生時の対応をどうするのか等が話し合えるようなムードづくり

○ポイ捨て禁止、まちをきれいにする意識を高めてほしい。

町区をあげての道路清掃

○人と人のつながりを強めて、地域の連帯感を深める。

○歴史と文化を大切にするまちであってほしい。

○積極的に地域活動に参加し、地域のことに関心を持つ。

○お互いを思いやり、皆が笑顔で暮らせるまち。

○青谷のいいところをどんどんPRしてほしい。

など、その他いろいろ多くのご意見がありましたので、まちづくりに生かしていきたいと思います。ちなみに、最も多かったご意見は、「青谷にコンビニがあれば便利」でした。

## 5. まちづくり活動の軸となる4つの部会

アンケート結果を踏まえ、「地域の安全や子供や高齢者を支える仕組みづくり」「健康な心や体をつくる仕組みづくり」「地域に根づいた伝統や風習をまちづくりに活かす仕組みづくり」など、住民が求

める地域課題としてまとめました。

こうした課題に対応していくため、青谷地区まちづくり協議会に「地区安全部会」「地区再生部会」「健康・体育部会」「福祉支援部会」の4つの部会を組織し、それぞれの目標を定め地域と一体となって具体的な活動を実施します。

## 6. まちづくりの基本目標と活動計画

まちづくりの基本目標と具体的な活動計画を明らかにします。

### 地区安全部会

#### ◆基本目標 安心して暮らせるまちづくり

○少子高齢化や産業構造の変化により、地域の安全をどうするかが地域の課題になっています。地区安全部会では地域で出来る安全・安心対策に取り組めます。



子どもたちは地域の宝



鳥取市防災訓練(青谷小学校会場)

### 地区再生部会

#### ◆基本目標 地域の歴史文化を活かしたまちづくり



○青谷地区は縄文弥生以来の長い歴史をもち、江戸時代には港町・宿場町として繁栄しました。いまでは失われ、忘れられつつある地域の歴史と文化を再認識し、後世に伝えるとともに、それらを活かしたまちづくり

に取り組めます。

地域探訪（相屋神社）

## 健康・体育部会

### ◆基本目標 みんなが健康で生き生きと暮らせるまちづくり

〇いつまでも健康でありたいというのはみんなの願いです。健康づくりと親睦を目的としたスポーツ大会の実施や、各種団体との連携による健康づくり活動の支援を通じ、健康で生き生きと暮らせるまちづくりに取り組めます。



分館対抗グラウンドゴルフ大会

## 福祉支援部会

### ◆基本目標 みんなで助け合い・支え合う福祉のまちづくり



子育てサークルぶるーべりーの活動

〇年をとっても安心して暮らしていけるまちづくり、安心して子育てができる環境づくりなど、助け合い・支え合う福祉のまちづくりに取り組めます。

次に、具体的な行動計画です。地域課題の解決に向けて、4つの部会で計画を立案しました。この実施内容は年度ごとに検討しながら、よりよいものに練り直します。



# \*\*\*青谷地区まちづくり協議会事業計画\*\*\*

## 地区安全部会

### 基本目標 安心して暮らせるまちづくり

少子高齢化や産業構造の変化により、地域の安全をどうするかが地域の課題になっています。  
地区安全部会では地域で出来る安全・安心対策に取り組みます。

実施計画	実施内容
(1) 災害に強いまちづくり	①青谷地区防災計画の策定
	②各町区の自衛消防組織の充実
	③災害時における要援護者の支援
	④防災リーダーの養成
	⑤全町区防災マップの作成
	・避難場所・経路の確認、消火栓の位置明示
(2) 子どもたちの見守り活動、環境づくり	⑥災害に関する住民意識の高揚
	①安全な通学路づくり
	・スクールガードボランティアの確保
	・危険箇所のチェック、マップの作成
	・交通安全教室（PTA、町区公民館と連携）
	②登下校時における街頭指導
・下校時における見守り活動の実施	



地区安全部会

## 地区再生部会

### 基本目標 地域の歴史と文化を活かしたまちづくり

青谷地区は縄文弥生以来の長い歴史をもち、江戸時代には港町・宿場町として繁栄しました。いまでは失われ、忘れられつつある地域の歴史と文化を再認識し、後世に伝えるとともに、それらを活かしたまちづくりに取り組みます。

実施計画	実施内容
(1) 地域に残る文化財の保存と活用	①埋もれつつある地域の文化財(文化遺産)掘り起こしと保存
	・ボランティアでの保存活動の実施
	・保存の機運を高めるための広報活動の実施
	②青谷地区の歴史探訪マップづくり活用事業
	・歴史探訪マップの作製とそれを活用した地域探訪など地区住民対象のイベントの実施
	・歴史文化や観光の案内ボランティアの養成
(2) 地域文化の伝承	①「因幡の菖蒲綱引き」など地域の民俗行事の伝承
	②地域の伝統的な風俗習慣の伝承
(3) 青谷地区公民館との連携による文化活動支援	①青谷地区公民館との連携による地域の文化活動への支援



題目塔



ボランティアでの文化財保存活動

## 健康・体育部会

### 基本目標 みんなが健康で生き生きと暮らせるまちづくり

いつまでも健康でありたいというのはみんなの願いです。健康づくりと親睦を目的としたスポーツ大会の実施や、各種団体との連携による健康づくり活動の支援を通じ、健康で生き生きと暮らせるまちを目指します。

実施計画	実施内容
(1) スポーツ大会を通しての健康増進と地区民同士や世代間の交流を図る	①地区運動会の継続実施
	②グラウンドゴルフ・駅伝・卓球などの分館對抗種目の継続
(2) 健康な身体づくりにつながる活動の支援	①青谷健康ウォークの充実
	②しゃんしゃん体操の普及
	③料理教室の開催(親子、高齢者、一般)
	④ニュースポーツの普及



女子グラウンドゴルフ大会



料理講習会

## 福祉支援部会

基本目標 みんなで助け合い・支え合う福祉のまちづくり

年をとっても安心して暮らしていけるまちづくり、安心して子育てができる環境づくりなど、助け合い・支え合う福祉のまちづくりに取り組みます。

実施計画	実施内容
(1) 独居老人、高齢者世帯の支援体制	①町区近隣での見守り、声掛けなど安否確認の充実
(2) 高齢者の居場所づくり	①町区単位の「いきいきふれあいサロン」の支援
	②地区敬老会の支援
(3) 高齢者の事故防止・勉強会	①交通安全教室の支援
	②介護福祉に関する講習会の実施
(4) 親子が安心して楽しめる活動の支援	①親子の居場所づくりや勉強会の実施
	②子どもと高齢者の交流事業



親子わくわくサマースクール



青谷地区敬老会

## 青谷地区まちづくり協議会規約

(名 称)

第1条 この会の名称は、青谷地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 青谷地区住民が一体となって、魅力ある住みよいまちの実現に向けて取り組むよう、鳥取市との連携のもとに青谷地区まちづくり計画の策定及びその推進を図ることを目的とする。

(事務局)

第3条 協議会の事務を処理するため、青谷地区公民館に事務局を置く。

(構 成)

第4条 協議会は、次に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 青谷地区の各町区の区長、公民館長。
- (2) 青谷地区の居住者で、会長の推薦を受ける者。
- (3) 青谷地区または青谷地域に存する各種団体で会長の推薦を受ける団体の中の青谷地区の代表者。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 部 会 長 若干名
- (4) 会 計 1 名
- (5) 監 事 2 名

(役員を選出)

第6条 会長、副会長、監事は、総会において委員の互選によりこれらを定める。

ただし、副会長1名については、青谷地区公民館長とする。

2 会計は、委員の中から会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 部会長は、それぞれの分野の発展を目指し、それらの調査研究と関連事業の推進に努める。
- 4 会計は、協議会の運営に伴う経理事務を担当する。
- 5 監事は、協議会の会計監査を行う。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(会 議)

第9条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 総 会
  - (2) 役員会
- (総 会)

第10条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、委員の過半数が出席することによって成立する。なお、委任状による場合は出席とみなすことができる。
- 4 総会は、次の事項を協議する。
  - (1) 規約の変更に関する事
  - (2) 会長、副会長及び監事の選出に関する事
  - (3) 事業計画および事業報告に関する事
  - (4) 予算および決算に関する事
  - (5) その他協議会が第2条の目的を達するための基本事項に関する事

5 総会は、年1開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、随時開催することができる。

(役員会)

第11条 役員会は役員をもって構成する

2 第10条第2項及び第3項の規定は、役員会の開催について準用する。

3 役員会は、協議会の運営について協議する。

4 役員会は、会長が必要と認めるときに開催する。

(委員の職務)

第12条 委員は、協議結果について、青谷地区住民に理解を求めよう努めるものとする。

2 第4条第1号及び第3号に定める委員は、その町区または、所属する団体の意見をまとめ、これを協議会に反映させるよう努めるものとする。

(部会)

第13条 会長は、総会に諮って、それぞれの分野の発展を目指し、それらの調査研究と関連事業の推進を図るため次の部会を置く。

地区安全部会 防災、防犯など地区の安全安心のまちづくり、環境に優しい町をめざす。  
災害時援護者支援制度を支援する。

地区再生部会 地区の活性化を図るため、各町区にある歴史や文化・行事などを再認識すると共に、それらを生かしたまちづくりに取り組む。かがやき祭含む。

健康・体育部会 地区住民が生き生きとし、健康な生活が出来るように手助けをすると共にスポーツや体育行事・運動会などに取り組む。

福祉支援部会(高齢者・子育て) 地区敬老会・いきいきサロンなどを支援し、高齢者が、安心して暮らせるまちづくりに取り組む。

2 部会は、会長が指名する部員をもって構成する。

3 部会に部会長・副部会長を置き、部会に属する部員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の活動状況等について、総会及び役員会に報告するものとする。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、または部会長が欠けたときは、部会長の職務を代理する。

(会計)

第14条 協議会の経費は、負担金、助成金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了するものとする。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、総会に諮って会長が定める。

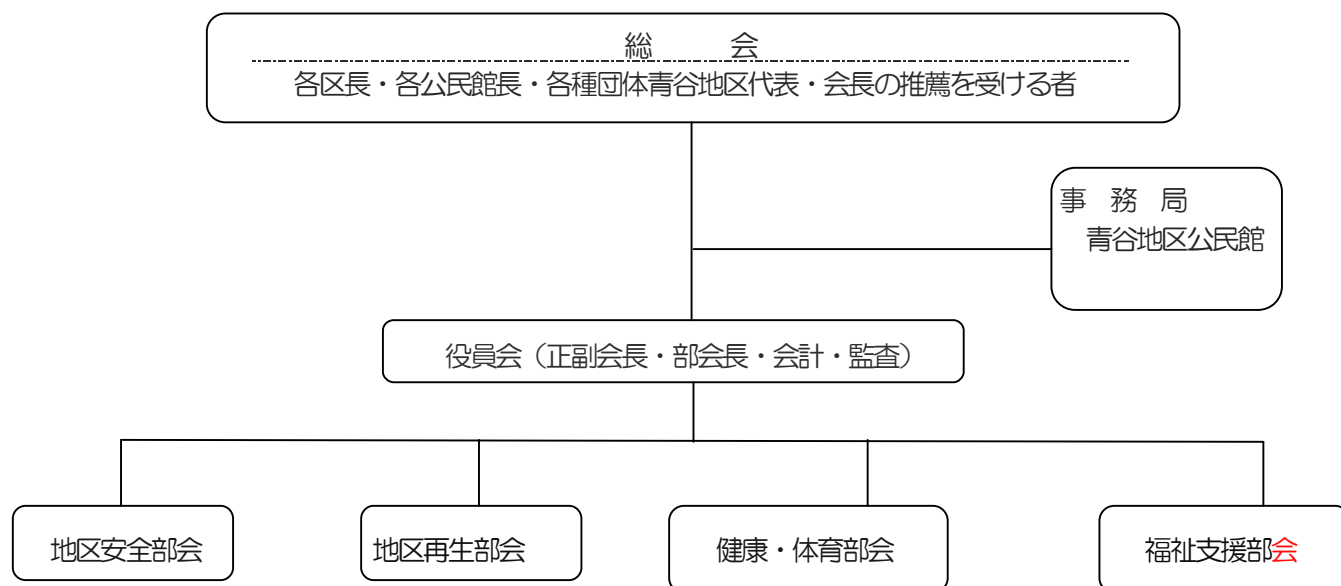
付則

1. 第8条の規定にかかわらず協議会設立時の役員任期は、平成20年12月25日から平成22年3月31日までとする。

2. この規約は、平成20年12月25日から施行する。

3. 平成22年10月21日一部改正

### 青谷地区まちづくり協議会組織図





地域探訪～古き青谷を訪ねて～



親子クッキング



鳥取市防災訓練（青谷小学校会場）



青谷地区大運動会

## 青谷地区まちづくり協議会

事務局：鳥取市立青谷地区公民館

〒689-0501

鳥取市青谷町青谷4082-1

TEL0857-37-7420 FAX85-0155

Email cc-aoya@city.tottori.tottori.jp